

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	直田 (直田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻栽培を中心に一部露地野菜栽培を行っている。土地質は良好で上質な水稻を生産できる土地ながら、小さい集落で担い手の高齢化も進み、後継者も十分に確保できているとは言い難い状況にある。また、農地一区画の面積も小さく基盤整備も行われていないため、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。また、近年では鳥獣被害も拡大してきており、地域一体となって農地の維持管理を行う必要がある。

農業者:7人(うち、50歳未満0人)、他地区からの入作:0人

組織:人・農地プラン検討委員会(構成員7人)、農地・水環境保全隊(構成員21人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻がメインで慣行栽培による農業を行っている。10年後には担い手も高齢化しているため、農地の利用のあり方や農道や、ため池、水路、畔を含め、農地をどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

安乎町平安浦の内、直田地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を尊重しながら、農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌するなかで、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
所有者の意向を尊重する中で、今後検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用対効果を見極めながら、検討を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害に対しては、設置した侵入防止策の維持管理を行うとともに、共同・個々での電柵等の設置もしており、今後も継続していく。

⑦保全・管理に関しては、「農地・水環境保全隊」の活動等を行いながら、保全に努める。